

国土地理院測量作業請負業者選定事務処理要領第15条第2号（指名基準）の運用方針

平成 6年1月31日 国地総管発第 42号  
最終改正 平成16年7月20日 国地総管発第220号

国土地理院長から関係部長等あて

指名基準の留意事項	
1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 国土地理院発注作業に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>① 測量作業請負契約書に基づく作業関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、国土地理院長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する測量業者又はこれに準ずるものとして、測量作業からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 審査基準日以降における作業成績	<p>(1) 国土地理院請負測量作業成績評定要領（昭和47年11月8日付け国地達第36号）に定める測量作業成績評定表の総評点（以下「成績評定点」という。）が前年度において60点未満となった場合、当該種別の作業については指名しないこと。</p> <p>(2) 作業成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 表彰状又は感謝状を受けていること等作業の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 当該作業に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地等から見て、作業種別及び測量作業の規模等に応じて当該作業を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち作業の状況	<p>作業の手持ち状況から見て当該作業を実施する能力（技術者、機械器具数及び年間完成測量高等）があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該作業における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該作業の実施に必要な技術的水準があること。</p> <p>(2) 発注予定作業種別に応じ、当該作業を実施するに足りる有資格技術職員及び機械器具を有していると認められること。</p>

7 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>(1) 指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 国土地理院発注作業について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
8 審査基準日における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が国土地理院長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 労働福祉の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

(注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。